

新潟県地域防災計画

（土砂災害対策編）

令和3年6月修正案

新旧対照表

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
1	第2章 土砂災害予防 計画	8	4	<p>3 県・国の役割</p> <p>(6) 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）の発表（土木部、新潟地方気象台） 大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨によって土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（聖籠町を除く）に新潟県と新潟地方気象台から共同で発表する。 （略）</p> <p>(9) 市町村の防災体制整備への支援（農林水産部、農地部、土木部） 県は、市町村に対し、<u>避難勧告等</u>の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行う。また、市町村から求めがあった場合には、<u>避難指示（緊急）又は避難勧告</u>の対象地域、判断時期等について助言を行う。</p>	<p>3 県・国の役割</p> <p>(6) 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）の発表（土木部、新潟地方気象台） 大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨によって土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長の<u>避難指示</u>や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（聖籠町を除く）に新潟県と新潟地方気象台から共同で発表する。 （略）</p> <p>(9) 市町村の防災体制整備への支援（農林水産部、農地部、土木部） 県は、市町村に対し、<u>避難指示等</u>の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行う。また、市町村から求めがあった場合には、<u>避難指示</u>の対象地域、判断時期等について助言を行う。</p>	災害対策基本法の一部改正	
2	第2章 土砂災害予防 計画	10	15	<p>4 市町村の役割</p> <p>(4) <u>避難勧告等</u>の発令基準の設定 土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに<u>避難勧告等</u>を発令することを基本とした具体的な<u>避難勧告等</u>の発令基準を設定する。 また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで<u>避難勧告等</u>を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。</p> <p>(5) 情報伝達体制の整備 ウ 土砂災害警戒情報とその補足情報、土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情</p>	<p>4 市町村の役割</p> <p>(4) <u>避難指示等</u>の発令基準の設定 土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに<u>避難指示等</u>を発令することを基本とした具体的な<u>避難指示等</u>の発令基準を設定する。 また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで<u>避難指示等</u>を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。</p> <p>(5) 情報伝達体制の整備 ウ 土砂災害警戒情報とその補足情報、土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情</p>	災害対策基本法の一部改正	

新旧対照表（土砂災害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				<p>報を収集し、土砂災害に関する避難勧告等の判断にあたり活用するよう努める。</p> <p>(6) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進</p> <p>イ 避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 市町村地域防災計画で定める事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害危険箇所等に関する事項 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に関する事項 土砂災害に関する情報の収集及び伝達方法に関する事項 避難勧告等の発令基準、対象区域に関する事項 避難場所の開設、運営に関する事項 要配慮者への支援に関する事項（要配慮者利用施設への情報伝達方法含む） 防災意識の向上（防災訓練等）に関する事項 	<p>報を収集し、土砂災害に関する避難指示等の判断にあたり活用するよう努める。</p> <p>(6) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進</p> <p>イ 避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 市町村地域防災計画で定める事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害危険箇所等に関する事項 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に関する事項 土砂災害に関する情報の収集及び伝達方法に関する事項 避難指示等の発令基準、対象区域に関する事項 避難場所の開設、運営に関する事項 要配慮者への支援に関する事項（要配慮者利用施設への情報伝達方法含む） 防災意識の向上（防災訓練等）に関する事項 		
3	第3章第1節 土砂災害緊急情報・土砂災害警戒情報伝達計画	14	14	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>イ 市町村の責務</p> <p>市町村は、国、県からの土砂災害緊急情報及び県と新潟地方気象台からの土砂災害警戒情報等に基づき、住民への避難勧告等を迅速かつ的確に発令するとともに、災害が発生した場合、災害発生情報を可能な範囲で発令する。（略）</p> <p>ウ 国及び県の責務</p> <p>(略)</p> <p>(7) 土砂災害緊急情報</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>イ 市町村の責務</p> <p>市町村は、国、県からの土砂災害緊急情報及び県と新潟地方気象台からの土砂災害警戒情報等に基づき、住民への避難指示等を迅速かつ的確に発令するとともに、災害が発生した場合、緊急安全確保を可能な範囲で発令する。（略）</p> <p>ウ 国及び県の責務</p> <p>(略)</p> <p>(7) 土砂災害緊急情報</p>	災害対策基本法の一部改正	

新旧対照表（土砂災害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				<p>重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするために必要な調査（以下「緊急調査」という。）を実施した場合、得られた結果を、<u>避難のための立ち退きの勧告又は指示</u>の判断に資するため土砂災害緊急情報を市町村に通知する。</p> <p>(イ) 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の<u>避難勧告</u>や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（聖籠町を除く）を特定して警戒を呼びかける情報で、新潟県と新潟地方気象台から共同で発表し、市町村長等に通知及び一般へ周知する。</p>	<p>重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするために必要な調査（以下「緊急調査」という。）を実施した場合、得られた結果を、<u>避難指示</u>の判断に資するため土砂災害緊急情報を市町村に通知する。</p> <p>(イ) 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の<u>避難指示</u>や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（聖籠町を除く）を特定して警戒を呼びかける情報で、新潟県と新潟地方気象台から共同で発表し、市町村長等に通知及び一般へ周知する。</p>		
4	第3章第1節 土砂災害緊急情報・土砂災害警戒情報伝達計画	15	▲3	<p>3 業務の体系 (1) 土砂災害緊急情報の伝達フロー図</p>	<p>3 業務の体系 (1) 土砂災害緊急情報の伝達フロー図</p>	災害対策基本法の一部改正	

新旧対照表（土砂災害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考																		
5	第3章第2節 土砂災害・斜面災害応急対策	17	17	1 計画の方針 (1) 基本方針 イ 市町村の責務 住民等から土砂災害等の通報を受けた時及びパトロール等により土砂災害等を確認した時は、県及び関係機関へ連絡する。また、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。	1 計画の方針 (1) 基本方針 イ 市町村の責務 住民等から土砂災害等の通報を受けた時及びパトロール等により土砂災害等を確認した時は、県及び関係機関へ連絡する。また、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難指示及び避難誘導等を実施する。	災害対策基本法の一部改正																			
6	第3章第2節 土砂災害・斜面災害応急対策	18	21	2 情報の流れ (2) 被災地へ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">情報発信者→情報受信者</th> <th>主な情報内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>県民、警察</td> <td>防災情報 調査結果 応急対策工事の実施状況 避難勧告・避難指示（緊急）等</td> </tr> </tbody> </table>	情報発信者→情報受信者		主な情報内容	(略)	(略)	(略)	市町村	県民、警察	防災情報 調査結果 応急対策工事の実施状況 避難勧告・避難指示（緊急）等	2 情報の流れ (2) 被災地へ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">情報発信者→情報受信者</th> <th>主な情報内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>県民、警察</td> <td>防災情報 調査結果 応急対策工事の実施状況 避難指示等</td> </tr> </tbody> </table>	情報発信者→情報受信者		主な情報内容	(略)	(略)	(略)	市町村	県民、警察	防災情報 調査結果 応急対策工事の実施状況 避難指示等	災害対策基本法の一部改正	
情報発信者→情報受信者		主な情報内容																							
(略)	(略)	(略)																							
市町村	県民、警察	防災情報 調査結果 応急対策工事の実施状況 避難勧告・避難指示（緊急）等																							
情報発信者→情報受信者		主な情報内容																							
(略)	(略)	(略)																							
市町村	県民、警察	防災情報 調査結果 応急対策工事の実施状況 避難指示等																							
7	第3章第2節 土砂災害・斜面災害応急対策	18	▲2	3 業務の体系 ☆土砂災害等の発生 (土砂 (応急対策工 (避難等)) 	3 業務の体系 ☆土砂災害等の発生 (土砂 (応急対策工 (避難等)) 	災害対策基本法の一部改正																			
8	第3章第2節 土砂災害・斜面災害応急対策	18	1	4 業務の内容 (3) 避難勧告・避難指示（緊急）等の実施 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	(略)	(略)	4 業務の内容 (3) 避難指示等の実施 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	(略)	(略)	災害対策基本法の一部改正											
実施主体	対 策																								
(略)	(略)																								
実施主体	対 策																								
(略)	(略)																								

新旧対照表（土砂災害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				<p>市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害緊急情報、被災概要調査の結果及び土砂災害に関する防災情報により、危険と認められる場合は、関係住民へ調査概要の報告等の関係する情報を提供するとともに<u>避難のための勧告、指示及び避難誘導</u>等を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。 ・<u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動がとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。 ・災害の状況に応じて<u>避難勧告等</u>を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近接のより安全な建物への「緊急的な待避」や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。 (略) 	<p>市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害緊急情報、被災概要調査の結果及び土砂災害に関する防災情報により、危険と認められる場合は、関係住民へ調査概要の報告等の関係する情報を提供するとともに<u>避難指示及び避難誘導</u>等を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。 ・<u>避難指示等</u>を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動がとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。 ・災害の状況に応じて<u>避難指示等</u>を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近接のより安全な建物への「緊急的な待避」や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。 (略) 		
9	第3章第2節 土砂災害・斜面災害応急対策	20	▲5	<p>5 市町村地域防災計画で定める事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害危険箇所等に関する事項 ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に関する事項 ・土砂災害に関する情報の収集及び伝達方法に関する事項 ・<u>避難勧告等</u>の発令基準、対象区域に関する事項 (略) 	<p>5 市町村地域防災計画で定める事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害危険箇所等に関する事項 ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に関する事項 ・土砂災害に関する情報の収集及び伝達方法に関する事項 ・<u>避難指示等</u>の発令基準、対象区域に関する事項 (略) 	災害対策基本法の一部改正	